

施設等利用給付認定に関する御案内（新２号・新３号認定）



１　必要な手続

京都市にお住まいで、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料等や、認可外保育施設等の利用料の幼児教育・保育無償化の給付（施設等利用給付）を受けるためには、利用前に京都市から施設等利用給付認定（新２号又は新３号認定）を受けていただく必要があります。新２号・新３号認定は、保護者のいずれもが保育が必要な理由（就労・介護等）に該当していることが要件となります（新２号認定は３～５歳児、新３号認定は０～２歳児の非課税世帯の方が対象です）。無償化の給付については、各園に保育料等をお支払いいただいた後、京都市から相当額が償還払い（キャッシュバック）されます。

歳児について…３歳児：３歳の誕生日を迎えた翌４月からが３歳児クラス　**満３歳児**：２歳児クラスで３歳の誕生日を迎えた方

（１）幼稚園（新制度幼稚園・認定こども園を除く）及び預かり保育

歳児	満３～５歳児	３～５歳児	満３歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	新１号認定	**新２号認定**	**新３号認定**
保育料	月額２８，０００円を上限として支給（国立大学附属幼稚園の場合は月額８，700 円が上限）		
預かり保育 利用料の給付	対象外	月当たり利用日数×４９０円まで 支給(月額上限１２，３００円)	月当たり利用日数×４９０円まで 支給（月額上限１７，７００円)

新２号・新３号認定に該当しない場合は、別途新１号認定を取得いただくことで保育料分の施設等利用給付が受けられます。

（２）新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育

歳児	満３～５歳児	３～５歳児	満３歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	１号認定	１号＋**新２号認定**	１号＋**新３号認定**
保育料	無料		
預かり保育 利用料の給付	対象外	月当たり利用日数×４９０円まで 支給(月額上限１２，３００円)	月当たり利用日数×４９０円まで 支給（月額上限１７，７００円)

・新制度幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）の利用には、別途１号認定の申請が必要です。裏面６に記載の京都市ホームページを確認してください。
・京都市立幼稚園の預かり保育料については、新２号認定を取得して預かり保育を利用される場合、上限額まで支払いが免除されるため、預かり保育料分の給付費の償還払いはありません。
・預かり保育の実施内容は、園によって異なりますので、直接園までお問合せください。

京都市内の新制度幼稚園（令和８年１０月時点）

紫明幼稚園、とうりん幼稚園、寺之内幼稚園、鴨東幼稚園、コドモのイエ幼稚園、下鴨幼稚園、八条幼稚園、本願寺中央幼稚園、龍谷幼稚園、光徳幼稚園、いずみ幼稚園、山科幼稚園、洛東幼稚園、西山幼稚園、桃山幼稚園、北野幼稚園、聖ドミニコ学院京都幼稚園、洛陽幼稚園、相愛幼稚園、マクリン幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、泉山幼稚園、其枝幼稚園、東山幼稚園、栄光幼稚園、御室幼稚園、嵯峨幼稚園、洛西せいか幼稚園、砂川幼稚園及び全ての市立幼稚園
また、以下の園が令和９年４月に新制度幼稚園への移行を予定しています。
錦綾幼稚園、京都カトリック信愛幼稚園、光明幼稚園、アヴェ・マリア幼稚園、南殿幼稚園、ときわ幼稚園、くるみ幼稚園、光華幼稚園、うぐいす幼稚園、うぐいす第二幼稚園、睦美幼稚園及び向島幼稚園

（３）認可外保育施設等

歳児	３～５歳児	０～２歳児
要件	保育が必要な理由に該当 （所得要件はなし）	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	**新２号認定**	**新３号認定**
保育料・利用料	月額４０，３００円を上限に支給	月額４５，７００円を上限に支給

認可外保育施設等には、認可外保育施設(企業主導型保育事業除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。

各自治体が条例で定めた基準を満たした無償化対象施設（市外園含む）のみが給付対象となります。

京都市内の無償化対象施設は、裏面６記載の京都市ホームページに掲載しています。

２　必要書類

①　子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
②　保育が必要な理由書
③　保育が必要な理由の添付書類（就労証明書、在学証明書、母子手帳の写し、求職活動申告書等）。保護者それぞれの添付書類が必要です。

※育児休業中は新たに新２号・新３号認定を受けることはできません（幼稚園等に在籍中で、同施設在籍中に下のきょうだいの育児休業を取得する場合等を除く）。

3　提出期限・提出先

【提出期限】

開始希望月	利用中（又は予定）の施設種別	提出先	締切日
令和９年４月	幼稚園・認定こども園	利用中（又は予定）の園	令和８年１２月４日（金）※1
	幼稚園・認定こども園以外	以下の提出先	
令和９年５月以降	幼稚園・認定こども園	以下の提出先	利用を開始する日まで（必着）
	幼稚園・認定こども園以外		

【提出先】　京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室へ郵送又は**お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室**

（郵送の場合の送付先）〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地　京都市役所北庁舎６階
京都市　幼児教育・保育無償化　事務集中室 ※2

※注１　４月利用開始の場合、上記の提出期限を過ぎて手続きいただく場合は、令和９年３月３１日（必着）までに、上記提出先まで提出してください。

※注２　事務集中室又は区役所・支所子どもはぐくみ室に届いた日以降でしか認定できませんので注意してください。また、郵送の際は、封筒に「施設等利用給付認定申請書在中」と記入してください。

※注３　認定開始日時点で京都市民であることが利用要件です。転入予定の方は住民票異動手続き後の認定となります。

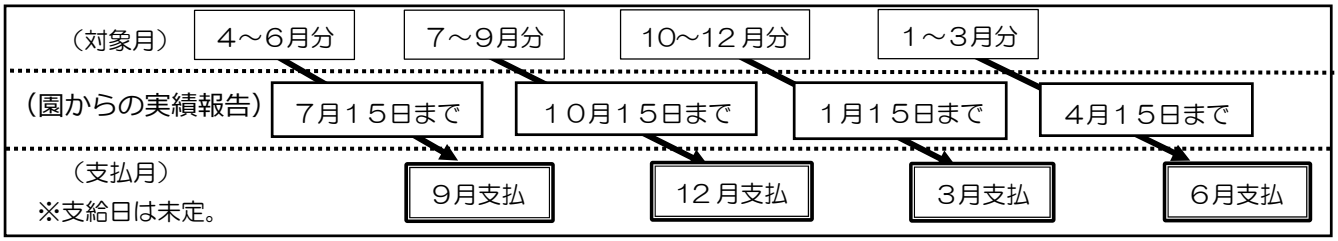
4　今後のスケジュール（令和９年４月認定開始の場合）

（１） 幼稚園・認定こども園利用

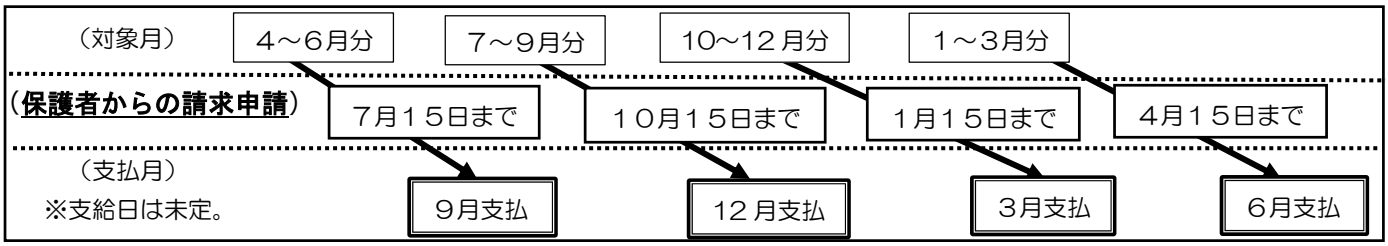
※　市立幼稚園利用の場合は、上限額まで支払いが免除されるため預かり保育料分の給付費償還払いはありません。

※　園からの実績報告時期により、給付対象月が異なる場合があります。

※　認定通知書の発送は３月以降となります。



（２） 認可外保育施設等利用



5　申請後に手続きが必要な場合

施設等利用給付認定申請後、①市内転居、②世帯構成が変わる、③保育が必要な理由に変更がある、④退園や転園、⑤施設等利用給付の振込先口座の登録変更等の場合は、変更申請書等の必要書類を提出してください。変更手続きに必要な書類は京都市ホームページ（以下６参照）又は区役所・支所子どもはぐくみ室等で配布しています。

市外転居の場合は、転出日前日が京都市での認定撤回日となるため、認定撤回の手続きが必要です。転出後に引き続き施設を利用する場合は、転出先の自治体で無償化の手続きを行う必要がありますので注意してください。

6　問合せ先・関連ホームページ情報

【問合せ先】　**京都市　幼児教育・保育無償化　事務集中室　☎０７５－２５４－７２１６**

【無償化関連の関連ホームページ】

HP①　HP②　HP③　HP④

① **新１号～新３号の申請書類や変更用書類等**

② **施設別に必要となる認定や無償化の内容**

③ **無償化対象施設・事業一覧（認可外施設等含む）**

④ **１号認定の申請案内**（新制度幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分を利用の場合は１号認定の申請が必要です）

【京都市内の幼稚園情報】

HP⑤　HP⑥

⑤ **私立幼稚園の一覧**

⑥ **京都市立幼稚園の一覧**